

ケアセンター「たんぼぼの里」利用契約書

様（以下「利用者」といいます）と有限会社 ライフサポート が運営するケアセンター「たんぼぼの里」（以下「事業者」といいます）は、利用者が事業者から提供される居宅介護支援を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」といいます）を締結します。

第 1 条 （契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、居宅介護支援を提供します。

第 2 条 （契約期間）

- 1 本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 前項の規程にかかわらず、契約期間満了の 7 日前までに、利用者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第 3 条 （居宅サービス計画の決定）

- 1 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族等に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めるものとします。
- 3 介護支援専門員は、利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- 4 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族等に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定するものとします。

第 4 条 （居宅サービス計画作成後の便宜の供与）

事業者は、居宅サービス計画作成後においても、次の各号に定める居宅介護支援を提供するものとします。

- ① 利用者及びその家族等並びに指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

第 5 条 (居宅サービス計画の変更)

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

第 6 条 (介護保険施設への紹介)

事業者は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとします。

第 7 条 (介護支援専門員の交替等)

- 1 事業者は、必要に応じ、介護支援専門員を交替することが出来ます。但し、その場合には、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。
- 2 利用者は、事業者が任命した介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることが出来ます。

第 8 条 (サービス利用料金の支払い)

- 1 事業者の提供する居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。
但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することが出来ない場合は、利用者は重要事項説明書に定めるサービス利用料金の全額を事業者に対し、一旦支払うものとします。
- 2 前項の他、利用者は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅への訪問を受けて居宅介護支援の提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者を支払うものとします。

第 9 条 (利用料金の変更)

- 1 第 8 条 第 1 項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することが出来るものとします。

第 10 条 (事業者の記録作成・交付の義務)

- 1 事業者は、利用者に対する居宅介護支援の実施について記録を作成し、その完結の日から 2 年間保管し、利用者又はその家族等の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。
- 2 事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他利用者から申し出があった場合には、利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

第 11 条 (守秘義務等)

- 1 事業者及び介護支援専門員等は、業務上知り得た利用者及びその家族等に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 前項の規程にかかわらず事業者は、利用者に係るサービス担当者会議における利用等の正当な理由

がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、その個人情報を用いることが出来るものとします。

第 12 条 （損害賠償責任）

1 事業者は、本契約に基づく居宅介護支援の実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について、賠償する責任を負います。第 11 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、損害賠償額を減じることが出来るものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 13 条 （契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することが出来るものとします。

- ① 利用者が、死亡した場合。
- ② 要介護認定により、利用者の心身の状況が、自立と判定された場合。
- ③ 利用者が、介護保険施設に入所した場合。
- ④ 事業者が、事業規模の縮小、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ⑤ 事業者が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合。
- ⑥ 第 14 条から第 16 条に基づき、本契約が解約又は解除された場合。

第 14 条 （利用者からの中途解約）

1 利用者は、本契約の有効期間中において、本契約を解約することが出来ます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。

2 利用者は、事業者が作成した居宅サービス計画に同意出来ない場合は、本契約を即時に解約することが出来ます。

第 15 条 （利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくは介護支援専門員が、以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することが出来ます。

- ① 事業者又は介護支援専門員が、正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合。
- ② 事業者又は介護支援専門員が、第 11 条に定める守秘義務に違反した場合。
- ③ 事業者又は介護支援専門員が、故意又は過失により利用者もしくはその家族等の、身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為等の社会通念を逸脱する行為を行った場合。

第 16 条 （事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が、以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することが出来ます。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知等を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

